

## 「葉山町制100周年記念」の名称及びロゴマーク・キャッチフレーズ使用ガイドライン

葉山町は、大正14年（西暦1925年）1月1日に町制を施行し、令和7年（西暦2025年）1月1日をもって100周年という大きな節目を迎えます。

本ガイドラインは、町制100周年という慶事を、全町を挙げて祝うため、町民や団体等が主催して行う行事等に「葉山町制100周年記念」の名の『冠』をつけて、また記念ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用して行事を実施できるよう、この取扱いについて必要な事項を定めるものです。

使用にあたっては、次の事項をお守りください。なお、使用される方は、本ガイドラインに同意いただいたものと見なします。

### 1 定義

#### （1）対象行事等

名称及びロゴマーク・キャッチフレーズの使用は、葉山町内で開催される行事等で、葉山町制100周年を広く周知するもの、又は葉山町制100周年を契機として本町のPRに資するものに限ります。

行事等とはイベントだけに限らず、印刷物や掲示物での使用も可能です。

#### （2）使用できる名称等

「葉山町制100周年記念」の名称、「記念ロゴマーク」、「記念キャッチフレーズ」

〈例〉葉山町制100周年記念 第〇回△△祭り

#### （3）使用できる期間

原則として令和5年9月1日から令和7年3月31日までに開催する行事等とします。

### 2 使用の原則

以下のいずれかに該当する場合は、名称等を使用できません。

- （1）葉山町の信用や品位を損なうおそれがあるもの
- （2）法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの
- （3）営利を主たる目的とするもの。
- （4）政治的又は宗教的な活動を助長するおそれがあるもの
- （5）公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講じられていないおそれがあるもの
- （6）行事等の参加者、その他関係者の利益を害するおそれがあるもの
- （7）その他、町長が適切でないと認めたもの

### 3 使用申請及び承認

名称等の使用を希望する者は、名称等を使用するにあたり、行事等の概要（行事名、実施期間、主催者、掲示場所等）を、使用開始の2週間前までに申請してください。申請にあたっては、専用の入力フォーム（下記 URL 参照）又は「「葉山町制100周年記念」名称等使用申請書」（第1号様式）（以下「申請書」という。）のいずれかを使用してください。

申請後、町の審査を経て、申請者に対して名称使用の可否について「「葉山町制100周年記念」名称等使用承認通知書」（第2号様式）又は「「葉山町制100周年記念」名称等使用不承認通知書」（第3号様式）で通知（電子媒体による通知を含む。）します。

ロゴマークのデータについては、承認後に町HPからダウンロードしてご使用いただけます。

<https://www.town.hayama.lg.jp/cgi-bin/inquiry.php/156>

下記担当へ郵送、持参又は電子メールにより提出できます。

### 4 使用料金

名称等は無料で使用できます。

### 5 使用停止措置及び責任・免責

（1）町は、使用者がガイドラインに違反して名称等を使用していると認めた場合又は町の裁量で必要と判断した場合、使用者に対して、名称等の使用停止その他町長が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。

（2）町は、「葉山町制100周年記念」名称等の使用を理由とした施設使用料の減免等支援は行いません。また、町は行事等に要する経費、発生した損害又は賠償責任及び発生する諸問題について、一切その責任を負わないものとします。

### 6 広報への協力

町は、名称等を使用した行事等の広報に協力します。行事等のウェブサイトやポスター等のデータがあれば、提供してください。また、データがない場合は、報告いただいた事業概要にて、広報を行います。

葉山町 政策財政部政策課 秘書広報係

T E L : 0 4 6 - 8 7 6 - 1 1 1 1 （内線 3 3 3）

F A X : 0 4 6 - 8 7 6 - 1 7 1 7

E-mail : hisyo-koho@hayama.kanagawa.jp